

「事業者指定に係る参考資料集」

(京都市総合事業 新設サービス事業者説明会別冊)

平成28年11月24日(木)  
京都市

## 参考資料目次

	ページ
●京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	1
●京都市介護型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	5
●京都市生活支援型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	13
●京都市支え合い型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	21
●京都市介護予防型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	29
●京都市短時間型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	39
●京都市短期集中運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱	48
●京都市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業者）指定申請書等の記入例	57

## 京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）として次に掲げる事業

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関するものとする。

第2条 総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

### (総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業のうち、次に掲げる事業を行ふものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）のうち次に掲げる事業

ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）として次に掲げる事業

(ア) 介護型ヘルプサービス  
(イ) 生活支援型ヘルプサービス  
(ウ) 支え合い型ヘルプサービス

イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）として次に掲げる事業

(ア) 介護予防型デイサービス  
(イ) 短時間型デイサービス  
(ウ) 短期集中運動型デイサービス

ウ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）

ア 介護予防把握事業

### イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域ハビリテーション活動支援事業

2 省令第140条の63の6第1号イの規定により次の各号の基準に基づき行う事業は、当該各号に掲げるものとする。

(1) ① 介護予防訪問介護による基準 前項第1号ア（ア）に掲げる介護型ヘルプサービス

② 介護予防通所介護による基準 前項第1号イ（ア）に掲げる介護予防型デイサービス

### (総合事業の実施主体)

第4条 前条に掲げる総合事業の実施主体は、京都市とする。

### (総合事業の実施方法)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、法第115条の45の5に基づいて市長が指定する者（以下「指定事業者」という。）により実施する。

(1) 介護型ヘルプサービス

(2) 生活支援型ヘルプサービス

(3) 支え合い型ヘルプサービス

(4) 介護予防型デイサービス

(5) 短時間型デイサービス

(6) 短期集中運動型デイサービス

2 前項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は介護型ヘルプサービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者

の指定を受けたものとみなされた者は介護予防型デイサービスをそれぞれ実施することができる。

(暴力団の排除)

第6条 指定事業者は法人であり、かつ、京都市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる者でないものとする。

2 第1号事業を行う事業所の管理者及び当該事業の利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 前項の事業所は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けではなくない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第7条 指定事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(指定事業者の指定等)

第8条 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

(2) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

(3) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令第35条の3で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

(4) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、

負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後に正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

(5) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他の名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(6) 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第1項で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。),申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第126条の3第3項で定めるものうち、当該申請者と省令第126の3第4項で定める密接

な関係を有する法人をいう。)が、法第115条の45の9の規定により指

定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しないとき。

(7) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする

日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の

3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として省令第126条の4で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(9) 第7号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第115条の45で規定する地域支援事業又は法第23条に規定する居宅サービス等に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(11) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第5号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(指定の有効期間)

第9条 指定事業者の指定の有効期間(法第115条の45の6第1項の厚生

労働省令で定める期間をいう。)は、次のとおりとする。

- (1) 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る当該指定事業者の指定期間 3年
- (2) 前号に掲げる指定事業者の指定以外の指定事業者の指定期間 6年

(その他の基準)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、指定事業者の指定に関する基準及び指定等に関する事項は、別に定めるところによる。

(市外の事業所に係る指定の基準)

第11条 市長は、指定事業者の指定に係る事業所が本市に隣接する市町村に所在する場合であつて必要と認めるとときは、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる事業所として指定することができる。

- (1) 当該事業所の所在する市町村において、省令第140条の63の6第1号イの規定により旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準にに基づき法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所 第3条第1号ア(ア)に掲げる介護型ヘルプサービスの指定事業所
- (2) 当該事業所の所在する市町村において、省令第140条の63の6第1号イの規定により旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準にに基づき法第115条の45の3第1項の指定を受けている事業所 第3条第1号イ(ア)に掲げる介護型デイサービスの指定事業所

(事務の委託)

第12条 市長は、第1号事業支給費に係る審査及び支払いに関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により京都府国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(第1号事業に要する費用の額)

第13条 第1号事業に要する費用の額は、別に定めるところによるものとする。

(第1号事業に要する費用の支給)

第14条 市長は、前条の規定により算定された第1号事業に要する費用の額(その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに

要した費用の額とする。) の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額を指定事業者に支払うものとする。

- 2 第 1 号事業の利用者が第 1 号被保険者であつて法第 5 9 条の 2 に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「1 0 0 分の 9 0」とあるのは、「1 0 0 分の 8 0」とする。

(第 1 号事業に係る費用の支給限度額)

第 1 5 条 前条の規定により支払う額の限度額は、法第 5 5 条第 1 項の規定の例によるものとする。

- 2 前項の規定を第 1 6 条第 2 号に規定する事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成 1 2 年厚生省告示第 3 3 号)第 2 号イに規定する単位数とする。
- 3 居宅要支援被保険者が第 1 号事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)を利用するときは、第 1 号事業の支給額及び介護予防サービス等の支給額の合計額は、第 1 項の限度額を超えることができない。

(第 1 号事業の利用対象者)

第 1 6 条 第 1 号事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 1 号に規定する居宅要支援被保険者
- (2) 省令第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者(以下「事業対象者」という。)

(委任)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行について必要な準備行為は、要

## 京都市介護型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する介護型ヘルプサービス（以下「指定介護型ヘルプサービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）、実施要綱において使用する用語の例による。

#### (一般原則)

第3条 指定介護型ヘルプサービス事業を行う者は（以下「指定介護型ヘルプサービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

### 第2章 介護型ヘルプサービス

#### 第1節 基本方針

##### (基本方針)

第4条 指定介護型ヘルプサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もつて利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（趣旨）  
第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する介護型ヘルプサービス（以下「指定介護型ヘルプサービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### 第2節 人員に関する基準

##### (訪問介護員の員数等)

- 第5条 指定介護型ヘルプサービス事業者が指定介護型ヘルプサービスを行う事業所（以下「指定介護型ヘルプサービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2・5以上とする。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護型ヘルプサービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、当該事業所における指定介護型ヘルプサービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であり、かつ介護等の業務におおむね2年以上従事した経験を有する者であつて、専ら指定介護型ヘルプサービスに従事するものをもつて充てなければならぬ。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置して、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置して

いする指定介護型ヘルプサービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができます。

6 指定介護型ヘルプサービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護型ヘルプサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項に規定する管理者は、介護等の業務におおむね 2 年以上従事した経験を有する者とする。

### 第3節 設備に関する基準

(専用区画)

第7条 指定介護型ヘルプサービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定介護型ヘルプサービスの事業所に設ける事務室の面積は、原則として 7・4 平方メートル以上とする。

3 指定介護型ヘルプサービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められた文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利する方法であつて次に掲げるるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護型ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもののア 指定介護型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受けれる旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファルに前項に規定する重要事項を記録したものと交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護型ヘルプサービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護型ヘルプサービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護型ヘルプサービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第9条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、正当な理由なく指定介護型ヘルプサービスの提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第10条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護型ヘルプサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定介護型ヘルプサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)

- 第11条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によつて、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援認定等」という。）であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護型ヘルプサービスを提供するよう努めなければならない。
- (要支援認定等の申請に係る援助)
- 第12条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこれに相当するサービス含む。以下同じ。）が利用者に対して行わされていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならぬ。
- (心身の状況等の把握)
- 第13条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- (地域包括支援センター等との連携)
- 第14条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供の

終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### (第 1 号事業支給費の支給を受けるための援助)

第 15 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第 1 号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第 1 号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

#### (介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 16 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護型ヘルプサービスを提供しなければならない。

#### (介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

#### (身分を記する書類)

第 18 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

#### (サービスの提供の記録)

第 19 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支

払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面上に記載しなければならない。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスを提供了した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

#### (利用料等の受領)

第 20 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護型ヘルプサービスを提供了した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護型ヘルプサービスから当該指定介護型ヘルプサービス事業者に支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護型ヘルプサービスを提供了した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護型ヘルプサービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護型ヘルプサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。

4 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

#### (保険給付の請求のための証明書の交付)

第 21 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護型ヘルプサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供了したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

#### (同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 22 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の

家族である利用者に対する指定介護型ヘルプサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第 23 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護型ヘルプサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によつて指定介護型ヘルプサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 24 条 訪問介護員等は、現に指定介護型ヘルプサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 25 条 指定介護型ヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならぬ。

2 指定介護型ヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 26 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護型ヘルプサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要な事項  
(介護等の総合的な提供)

第 27 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。  
(勤務体制の確保等)

第 28 条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護型ヘルプサービスを提供できるよう、指定介護型ヘルプサービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。  
2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所ごとに、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の訪問介護員等によって指定介護型ヘルプサービスを提供しなければならない。

- 3 指定介護型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
(衛生管理等)

第29条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健常状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所の設備及び備品等について、衛生的が管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定介護型ヘルプサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、当該指定介護型ヘルプサービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護型ヘルプサービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第32条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第33条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させるごとの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、提供した指定介護型ヘルプサ

ービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、(掲示)

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、(掲示)

2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、提供した指定介護型ヘルプサービスに關し、法第115条第45項の規定により本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関する本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護型ヘルプサービス事業者は、本市から求めがあつた場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

5 指定介護型ヘルプサービス事業者は、提供した指定介護型ヘルプサービスに係る利用者からの苦情に關して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法第45条第5項)に規定する国民健康保険団体連合会をいう。(以下同じ。)が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。

6 指定介護型ヘルプサービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)  
第35条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定介護型ヘルプサービスに關する利用者からの苦情に關して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)  
第36条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定介護型ヘルプサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、

- 当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定介護型ヘルプサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (会計の区分)
- 第37条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護型ヘルプサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
- (記録の整備)
- 第38条 指定介護型ヘルプサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定介護型ヘルプサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 介護型ヘルプサービス計画
  - (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 第23条に規定する本市への通知に係る記録
  - (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(指定介護型ヘルプサービスの基本取扱方針)
- 第39条 指定介護型ヘルプサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- 2 指定介護型ヘルプサービス事業者は、自らその提供する指定介護型ヘルプサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を嘗むことができるよう支援することを目的とするものとしてサービスの提供に当たなければならない。
- 4 指定介護型ヘルプサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の人々の方により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- (指定介護型ヘルプサービスの具体的取扱方針)
- 第40条 訪問介護員等の行う指定介護型ヘルプサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護型ヘルプサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護型ヘルプサービス計画を作成するものとする。
  - (3) 介護型ヘルプサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4) サービス提供責任者は、介護型ヘルプサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
  - (5) サービス提供責任者は、介護型ヘルプサービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。

- (6) 指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護型ヘルプサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、介護型ヘルプサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護型ヘルプサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護型ヘルプサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該介護型ヘルプサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護型ヘルプサービス計画の変更を行うものとする。

- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護型ヘルプサービス計画の変更について準用する。
- (指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっての留意点)
- 第41条 指定介護型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならぬ。
- (1) 指定介護型ヘルプサービス事業者は、指定介護型ヘルプサービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔

## 京都市生活支援型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する 要綱

(基本方針)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の規定に該当する生活支援型ヘルプサービス（以下「指定生活支援型ヘルプサービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）、実施要綱において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 指定生活支援型ヘルプサービス事業を行いう者（以下「指定生活支援型ヘルプサービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第4条 指定生活支援型ヘルプサービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員の員数等)

- 第5条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスを行う事業所（以下「指定生活支援型ヘルプサービス事業者」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の訪問介護員等を置かなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数に応じて必要数の訪問事業責任者を置かなければならない。
- 3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣がサービス提供責任者として掲げる者、又は指定訪問介護事業所における介護等の業務におむね3年以上従事した経験を有する者であつて介護職員初任者研修課程修了者と同等の能力を有すると市長が認める者とする。
- 4 指定生活支援型ヘルプサービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護型ヘルプサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護型ヘルプサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護又は指定介護型ヘルプサービスの人員に関する基準を満たしたうえで、利用者の数に応じて必要数の訪問介護員等及び訪問事業責任者を配置することをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を置かなければならぬ。

### 第2章 生活支援型ヘルプサービス

#### 第1節 基本方針

ない。ただし、指定生活支援型ヘルプサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準 (専用区画)

第7条 指定生活支援型ヘルプサービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護型ヘルプサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援型ヘルプサービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定介護型ヘルプサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護又は指定介護型ヘルプサービスの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な項目を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」

という。)により提供することができる。この場合において、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの  
ア 指定生活支援型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定生活支援型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定生活支援型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ディスク、シーモドムその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものもつて調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものと交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定生活支援型ヘルプサービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要な項目を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定生活支援型ヘルプサービス事業者が使用するものの  
(2) ファイルへの記録の方法
- 6 前項の規定による承諾を得た指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、当

該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、正当な理由なく指定生活支援型ヘルプサービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し適切な指定生活支援型ヘルプサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者を含む。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定生活支援型ヘルプサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援認定等」という。）であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定生活支援型ヘルプサービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が

行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、介護予防支援（第1号事業及びこれに相当するサービス含む。以下同じ。）が利用者に対して行われない場合であつて必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第13条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

- 第14条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

- 第15条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に對して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに關する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 16 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定生活支援型ヘルプサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 17 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類)

第 18 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 19 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスを提供了際には、サービスの提供日及び内容、サービスにについて法第 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

第 20 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスを提供了際には、提供了具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 20 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに利用料の一部として、当該生活支援型ヘルプサービスに係る費用基準額から当該指定生活支援型ヘルプサービス事業者に支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援型ヘルプサービスを提供了際にその利用者から支払を受けた利用料の額と、生活支援型ヘルプサービスに係る費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、前 2 項の支払を受けた額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定生活支援型ヘルプサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。

4 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 21 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活支援型ヘルプサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 22 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定生活支援型ヘルプサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本市への通知)

第 23 条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、逗留なく、意見をしてその旨を本市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定生活支援型ヘルプサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって指定生活支援型ヘルプサービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

- (4) 指定生活支援型ヘルプサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要な事項
- (生活支援等の総合的な提供)
- 第27条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「生活支援等」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活支援等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。
- （勤務体制の確保等）
- 第28条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者に対し適切な指定生活支援型ヘルプサービスを提供できるよう、指定生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならぬ。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の訪問介護員等によつて指定生活支援型ヘルプサービスを提供しなければならない。
- 3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- （衛生管理等）
- 第29条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- （掲示）
- 第30条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- （秘密保持等）
- 第31条 指定生活支援型ヘルプサービス事業所の従業者は、正当な理由がな
- 第24条 訪問介護員等は、現に指定生活支援型ヘルプサービスの提供を行つているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- （管理者及び訪問事業責任者の責務）
- 第25条 指定生活支援型ヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業所の管理者は、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させたため必要な指揮命令を行ふものとする。
- 3 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行ふものとする。
- (1) 指定生活支援型ヘルプサービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
  - (4) 訪問介護員等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- （運営規程）
- 第26条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間

- く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、当該指定生活支援型ヘルプサービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。
- (広告)
- 第32条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービス事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。
- (地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)
- 第33条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- (苦情処理)
- 第34条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、提供了指定生活支援型ヘルプサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合に当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、提供了指定生活支援型ヘルプサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、本市からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、提供了指定生活支援型ヘルプサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会）をいう。以下同じ。)が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
- (地城との連携)
- 第35条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、その事業の運営に当たつては、提供了指定生活支援型ヘルプサービスに関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- (事故発生時の対応)
- 第36条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型ヘルプサービスの提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型ヘルプサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (会計の区分)
- 第37条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定期生活支援型ヘルプサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定期生活支援型ヘルプサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### (記録の整備)

第38条 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者に対する指定生活支援型ヘルプサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 生活支援型ヘルプサービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活支援型ヘルプサービスの基本取扱方針)

第39条 指定生活支援型ヘルプサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、自らその提供する指定生活支援型ヘルプサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

#### (指定生活支援型ヘルプサービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う指定生活支援型ヘルプサービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定生活支援型ヘルプサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型ヘルプサービス計画を作成するものとする。
- (3) 生活支援型ヘルプサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、生活支援型ヘルプサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、生活支援型ヘルプサービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、生活支援型ヘルプサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行いうものとする。
- (7) 指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行いうものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、生活支援型ヘルプサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該生活支援型ヘルプサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等

について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該生活支援型ヘルプサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該生活支援型ヘルプサービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活支援型ヘルプサービス計画の変更を行うものとする。

- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活支援型ヘルプサービス計画の変更について準用する。
- (指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっての留意点)
- 第41条 指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならぬ。

- (1) 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、指定生活支援型ヘルプサービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定生活支援型ヘルプサービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 様則

(委任)

第42条 この要綱に定めるもののほか、指定生活支援型ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項は、所管部長が定める。